

# 「設計等の業務に関する報告書」の 郵送受付試行期間の延長について

平成 22 年 4 月 1 日  
東京都指定事務所登録機関  
(社)東京都建築士事務所協会

本会では、東京都から業務を受託しております「設計等の業務に関する報告書」の受付について、持参受付に加え、郵送による受付を試行してきましたが、この試行期間を下記のとおり 1 年間延長いたしますので、お知らせします。

## 1 試行延長期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

## 2 郵送できる書類

「設計等の業務に関する報告書」(建築士法第 23 条の 6)

## 3 郵送に当たっての注意事項

- (1) 「設計等の業務に関する報告書」の提出は、前記規定により、毎事業年度経過後三ヶ月以内となりますので、ご注意願います。(個人登録事務所の事業年度は 1 月～12 月となり、翌年 1 月から 3 月末までの提出となります。)
- (2) 送料は、提出者の負担となります。
- (3) 記載に当たっては、本会ホームページ掲載の「設計等の業務に関する報告書の作成及び報告の手引き」をよくお読み下さい。
- (4) 「設計等の業務に関する報告書」に必要事項を記入し、郵送して下さい。  
**部数は 1 部**ですが、控えが必要な方は、2 部作成し、返送用封筒(宛先を記入、切手を貼ったもの)を同封いただければ、受付印を押印して 1 部お返しします。
- (5) 書類不備等で連絡する場合がありますので、書類一式のコピーをとり、お手元に保管願います。
- (6) 郵便事故等に関し、本会は責任を負いかねますので、ご了承願います。

送付及び  
問い合わせ先

〒160-0023  
新宿区西新宿 3-6-4 東照ビル 5 階  
社団法人東京都建築士事務所協会登録センター  
電話 03-5339-3337